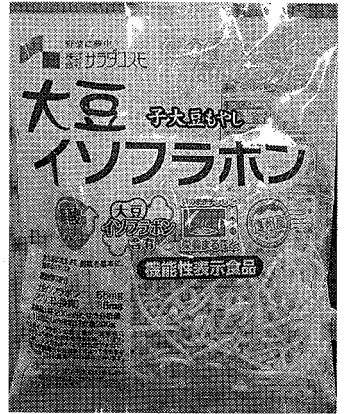


青果物で普及進むか

ミカン産地では準備進む

事業者の責任で、科学的根拠（エビデンス）に基づいた機能性を表示する「機能性表示食品」。昨年4月に制度がスタートし、青果関係では昨年末時点で静岡県・J・Aみっかびの「三ヶ日みかん」と岐阜県・サラタコスモの「大豆イソフラボン大豆もやし」が消費者庁により届け出が受理されている。しかし、取組みが進んでいるのはこの2者のみで、制度施行前の関心の高まりの割には少ない印象がある。ミカン産地や一部の野菜生産企業では同庁への届け出に前向きなものの、「申請までのハードルが高い」「店頭で販売しにくい」などといった声も上がっている。

昨年9月8日、「三ヶ日みかん」「大豆イソフラボン大豆もやし」が機能性表示食品として認められた。大豆イソフラボンイソフラボン、三ヶ日みかんに含まれるβ



ら同製品のパッケージに「骨の健康が気になる方に」と表示して販売を開始。J・Aみっかびでは「骨の健康に役立つβクリプトキサンチンが含まれている」との旨を記したタンボールで11月4日から出荷を開始した。サラタコスモでは2013年に消費者庁で同制度に関する検討会がスタートした頃から申請を検討し、その動向をチェックしていた。表示する機能成分と機能性については「大豆イソフラボンの研究が多く、骨の健康維持に関するエビデンスレベルが高かった」と、まずは確実性を

重視。現在は、大豆イソフラボンの濃度を高めた大豆の新芽「大豆スーパースプラウト ベジフラボン」の機能性表示を申請している。

一方、「三ヶ日に続け」とJ・A全農えひめやJ・A和歌山県農などでは申請の準備を進めている。生産・消費が減少傾向にあるミカンだが「機能性表示食品となることでミカン全体の消費拡大につながれば」（J・A和歌山県農）と期待する。こうした動きに対して果樹生産者団体の全国組織である日園連では、届け出をバックアップ。機能性成分の分析のための専門機関への仲介や届け出の際のアドバイスなどを行っている。

また、他の品目では、ある野菜生産企業も「制度に関心がある」といい、今後申請を行う予定。ミカン産地のみならず今後動きが見られそうだ。申請までの準備中小にはネックか

ただ、制度施行から間がないとはいえ、青果物の消費拡大の期待が大きかっただけに、現時点で2者のみと盛り上がり欠ける観がある。サラタコスモでは「モヤシは他の野菜などと合わせて使用することが多く、他の食材でも取組みが進んで欲しい」と訴える。

表示の際には「栄養機能食品」やトクホと併記できないといった制限も。さらに、青果ならではの問題もあるようだ。三ヶ日みかんでは機能性表示のついた出荷箱から出して販売する際に（機能性をうたう場合は）専用袋を使用しなくてはならない。また、「1産地だけでは機能性表示食品

のコーナー化がしにくい（スーパー）との指摘も。こうした課題の解消のためにも、他産地の取組みが待たれるところだ。ミカンでは今後も他の機能性の表示も可能となると見られるが、果物消費をとくに拡大したい層である若者世代のニーズにもマッチしたものに期待したい。

申請までの準備も、とくに中小企業でハードルが高いとの意見も。表示する食品については科学的根拠などが求められ、科学的根拠は最終商品を用いた臨床試験の実施が、最終製品または機能性関与成分に関するシステマティックレビューにより評価する必要があり

「表示できる内容には、制約があり魅力を感じない」と申請は行わない意向。ただ、「科学的根拠と基礎データ収集のための補助金制度を作るなど、費用の一部補助に期待」と課題を挙げる。

また、もやしのような工場生産の品目では取組みやすいかと思われるが、課題もあるようだ。工業組合もやし生産者協会では、「商品の差別化や付加価値を高められるチャンス」として、やる気のある生産者の取組みを期待。昨秋には消費者庁から講師を招いて勉強会を行うなどの取組みを行ってきた。その一方で、「機能性成分の調査や機能性の科学的根拠の証明、手続きの煩雑さや手続き費用にかんがみて個人・零細・中小の生産者にとっては困難ではないか」と見る。

消費者庁では来年度、食品表示に関する課題の検討を行う予定。

また、他の品目では、ある野菜生産企業も「制度に関心がある」といい、今後申請を行う予定。ミカン産地のみならず今後動きが見られそうだ。申請までの準備中小にはネックか

ただ、制度施行から間がないとはいえ、青果物の消費拡大の期待が大きかっただけに、現時点で2者のみと盛り上がり欠ける観がある。サラタコスモでは「モヤシは他の野菜などと合わせて使用することが多く、他の食材でも取組みが進んで欲しい」と訴える。

表示の際には「栄養機能食品」やトクホと併記できないといった制限も。さらに、青果ならではの問題もあるようだ。三ヶ日みかんでは機能性表示のついた出荷箱から出して販売する際に（機能性をうたう場合は）専用袋を使用しなくてはならない。また、「1産地だけでは機能性表示食品

のコーナー化がしにくい（スーパー）との指摘も。こうした課題の解消のためにも、他産地の取組みが待たれるところだ。ミカンでは今後も他の機能性の表示も可能となると見られるが、果物消費をとくに拡大したい層である若者世代のニーズにもマッチしたものに期待したい。

機能性を表示した専用袋に入った「三ヶ日みかん」(上)、大豆イソフラボン大豆もやしはこのまま電子レンジ加熱も可能

また、他の品目では、ある野菜生産企業も「制度に関心がある」といい、今後申請を行う予定。ミカン産地のみならず今後動きが見られそうだ。申請までの準備中小にはネックか

ただ、制度施行から間がないとはいえ、青果物の消費拡大の期待が大きかっただけに、現時点で2者のみと盛り上がり欠ける観がある。サラタコスモでは「モヤシは他の野菜などと合わせて使用することが多く、他の食材でも取組みが進んで欲しい」と訴える。

表示の際には「栄養機能食品」やトクホと併記できないといった制限も。さらに、青果ならではの問題もあるようだ。三ヶ日みかんでは機能性表示のついた出荷箱から出して販売する際に（機能性をうたう場合は）専用袋を使用しなくてはならない。また、「1産地だけでは機能性表示食品

のコーナー化がしにくい（スーパー）との指摘も。こうした課題の解消のためにも、他産地の取組みが待たれるところだ。ミカンでは今後も他の機能性の表示も可能となると見られるが、果物消費をとくに拡大したい層である若者世代のニーズにもマッチしたものに期待したい。